

J R 東海労申第 1 0 号
2 0 1 7 年 8 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

「新幹線車内業務の見直し」に関する団体交渉開催の 4 回目の申し入れ

J R 東海労は、会社がこの間説明してきた「新幹線車内業務の見直し」のその業務内容が偽装請負の疑いが濃厚であると考え、違法性が疑われる施策の導入を認めるわけにはいかない。

従って下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 会社は、今回組合に説明している「新幹線車内業務の見直し」について、事前に偽装請負等の問題がないのか厚生労働省等関係する機関と確認したのか明らかにすること。確認したとすればその対応機関を明らかにすること。
2. 偽装請負という違法性を疑われる施策である「新幹線車内業務の見直し」の導入は撤回すること。

以 上